

# 第1部

## 福岡県における男女共同参画の現状

- 1 人口の変化
- 2 女性の就労をめぐる状況
- 3 仕事と生活の両立の実態
- 4 地域における男女共同参画の状況
- 5 県民の意識
- 6 ひとり親家庭の状況
- 7 女性等に対する暴力の状況
- 8 健康



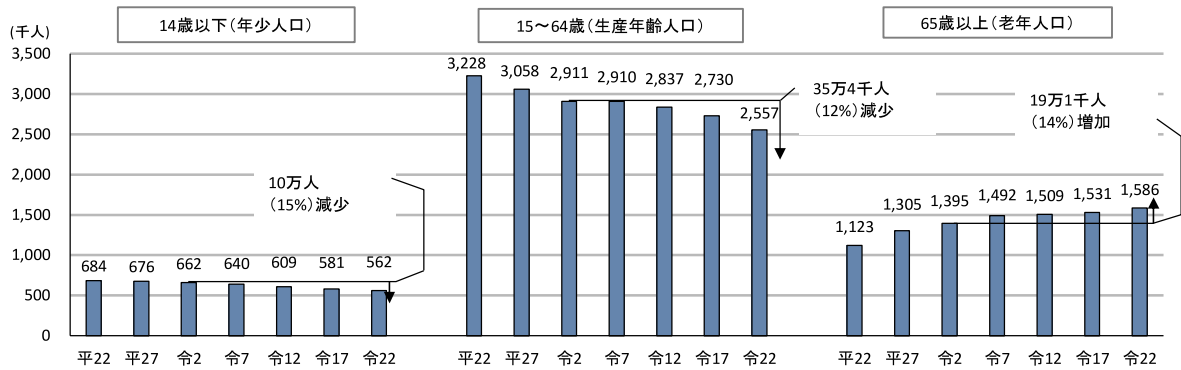
# 第1部 福岡県における男女共同参画の現状

## 1 人口の変化

### (1) 福岡県の人口

福岡県の人口は、これまで増加しており、令和2年は513万人を超えましたが、今後、減少に向かうと見込まれています。少子高齢化に伴い、年少人口、生産年齢人口の割合が低下し、老年人口が増加するなど人口構造も変化し、経済力の低下や地域の担い手不足をもたらすことが懸念されています。

《図表1-1 年齢区分別将来人口（福岡県）》



備考：令和2年までは総務省「国勢調査」（令和2年）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成30年）より作成

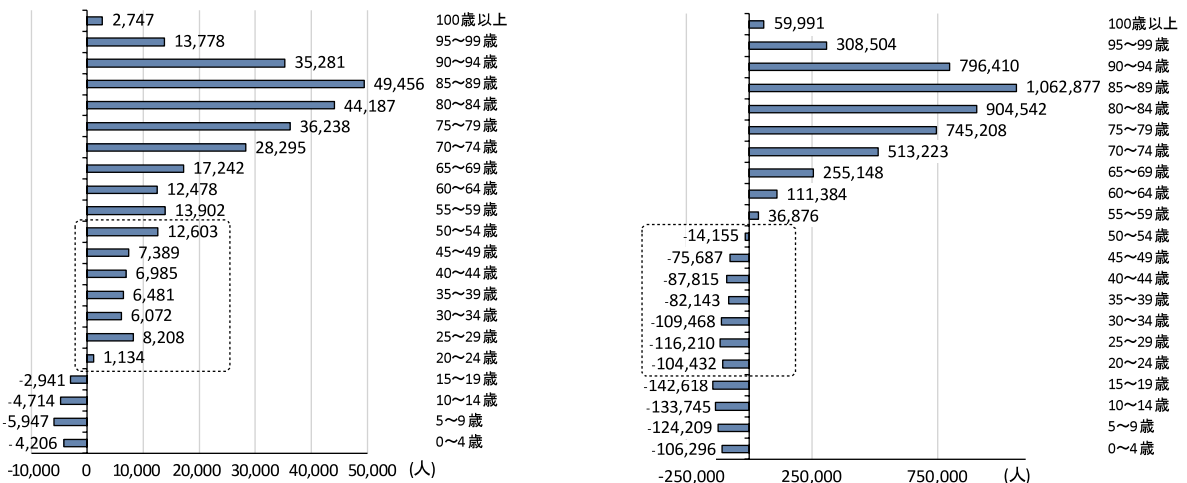
### (2) 人口の女性比率

人口を男女で比較した場合、20代～50代前半の男女比について、全国では女性の割合が少ないが、福岡県では20代から女性の割合が男性を上回っていることが特徴となっています。

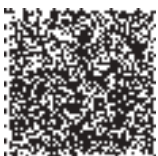
《図表1-2 人口構成：女性－男性》

(福岡県)

(全国)



備考：総務省「国勢調査」（令和2年）



### (3) 家族形態の変化

増加が続く核家族世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあるものの、「夫婦のみの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」は増加しています。

一方、夫婦と子ども及び夫婦の親など、「その他の親族と一緒にの世帯」は減少しており、令和2年は、35年前の昭和60年の5割程度となっています。

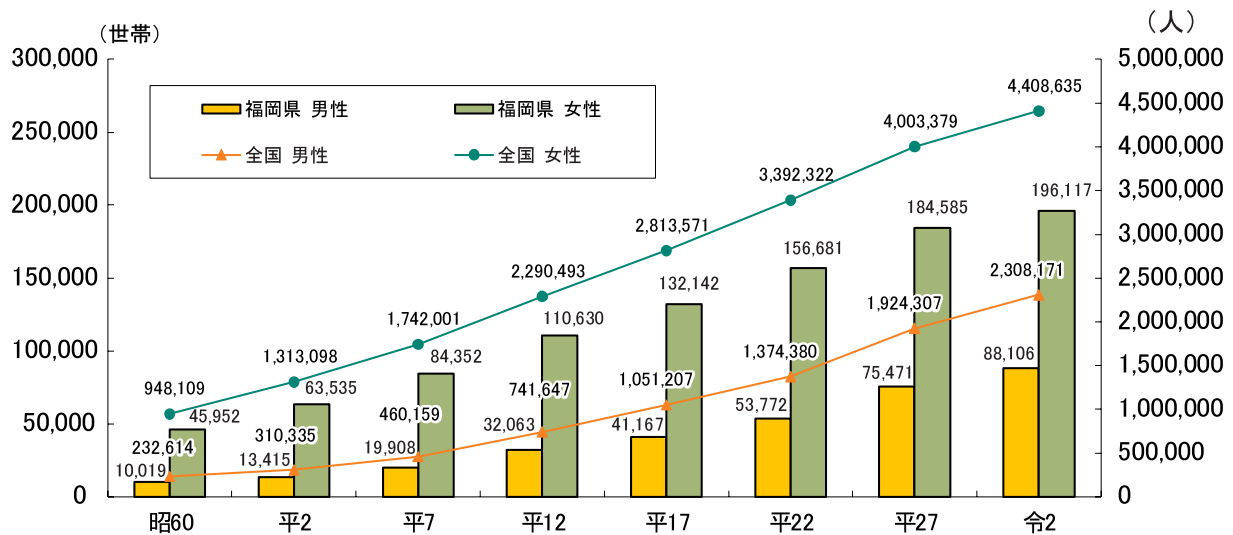
また、「単独世帯」が増加しており、令和2年は、昭和60年の約3倍となっています。そのうち、65歳以上のひとり暮らしの女性は、昭和60年の約4倍に、ひとり暮らしの男性は、約9倍に増加しています。

《図表1-3 家族類型別の世帯数（福岡県）》 (世帯、人)

	核家族世帯	核家族世帯の内訳				その他の親族と一緒にの世帯	非親族世帯	単独世帯
		うち、夫婦のみ	うち、夫婦と子ども	うち、男親と子ども	うち、女親と子ども			
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成2年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成7年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
令和2年	1,213,986	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570	942,993

備考：総務省「国勢調査」（令和2年）

《図表1-4 高齢単独世帯数（福岡県・全国）》



備考：総務省「国勢調査」（令和2年）



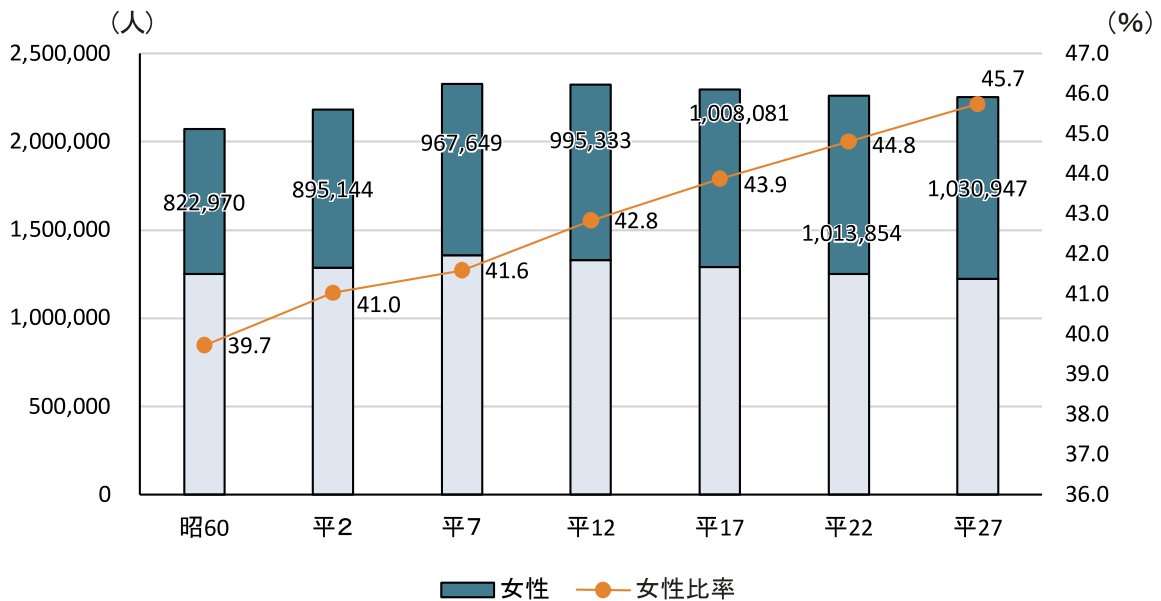
## 2 女性の就労をめぐる状況

### (1) 女性の就業状況

女性の就業者数は増加しており、就業者に占める女性の割合も増加しています。しかし、女性の20代の労働力率に比べ、30代の労働力率は下がっており、出産・育児による離職が影響しているものと思われます。しかし、このいわゆる「M字カーブ」の底は年々浅くなってきています。

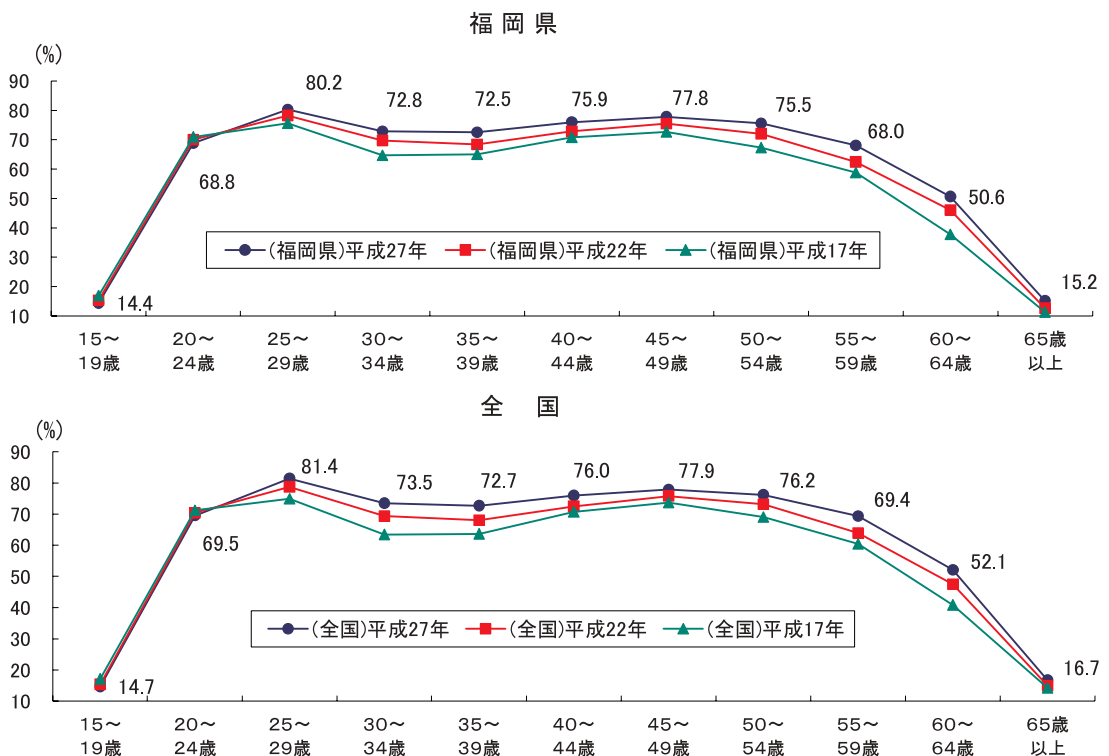
県内の25歳～44歳の就業を希望する女性96,900人のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約3万5千人に上っており、働きたい子育て中の女性が潜在的に数多くいることを示しています。

《図表2-1 女性の就業者数・就業者に占める女性割合（福岡県）》

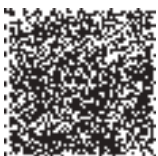


備考：総務省「国勢調査」（平成27年）

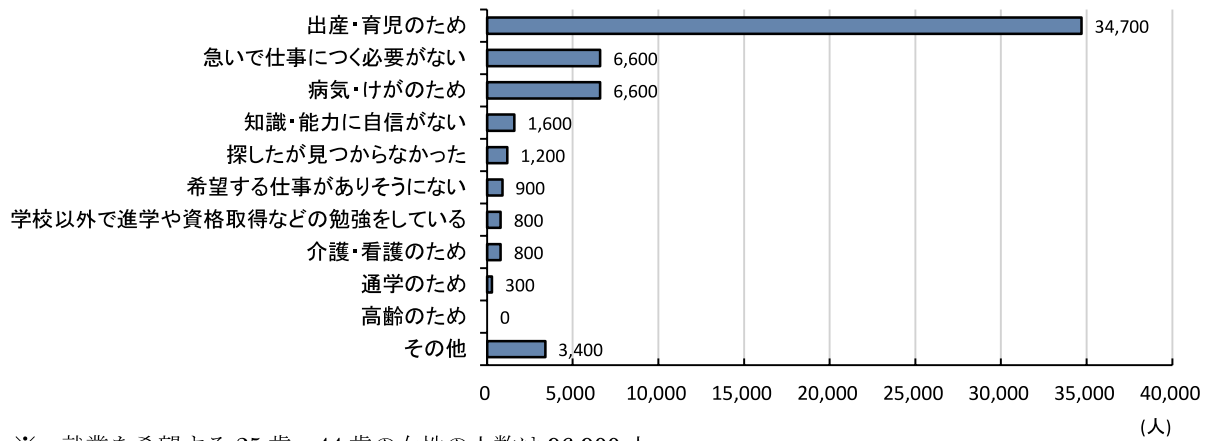
《図表2-2 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）》



備考：総務省「国勢調査」（平成27年）



《図表2-3 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）》



※ 就業を希望する25歳～44歳の女性の人数は96,900人

備考：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

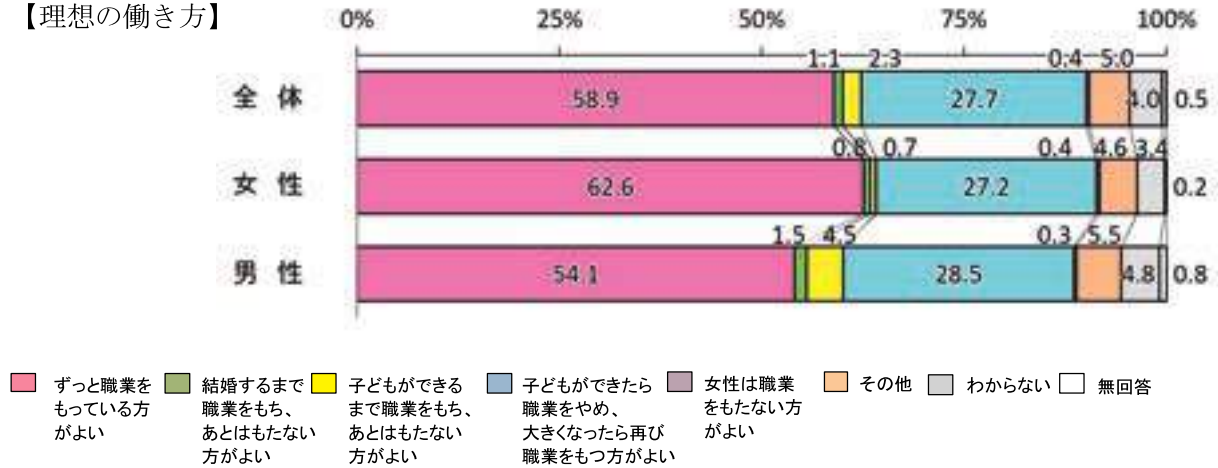


(2) 女性の理想の働き方と現実の就業

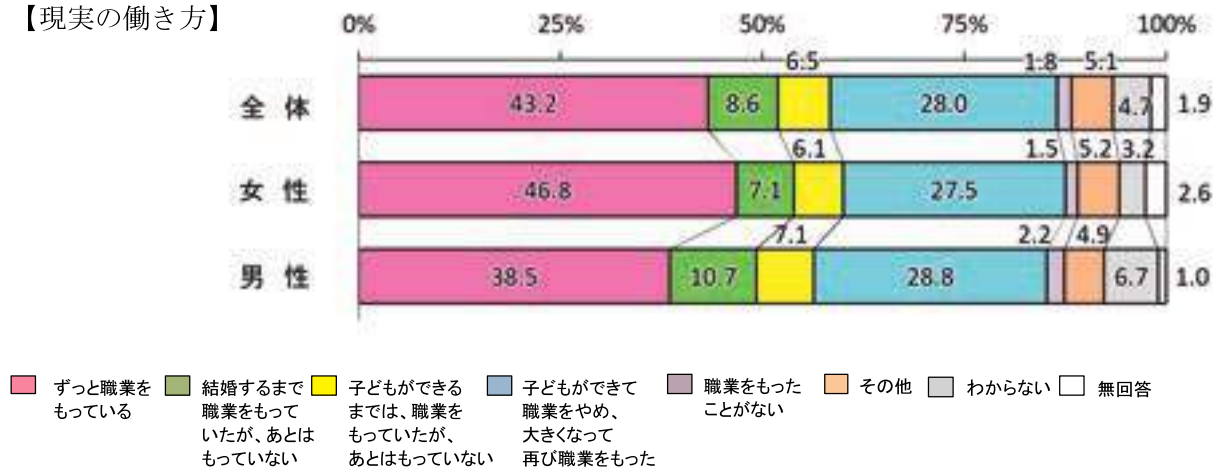
令和元年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」によると、女性が職業をもつことについて、「女性もずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合が男女ともに5割以上となっています。一方、「結婚・出産まで職業を持ち、あとはもたない方がよい」と考える女性の割合は1.5%ですが、実際には13.2%の女性が結婚又は出産後に職業を持っておらず、就業継続を希望していてもそれを実現できていないのが現状です。

《図表2-4 女性が職業をもつことについての意識（福岡県）》

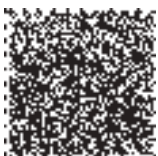
【理想の働き方】



【現実の働き方】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）



### (3) 女性が働きにくい理由

自分が働く職場が女性にとって働きにくいと考えている人に、その理由を尋ねると、女性は、「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」と考える人の割合が最も多く、男性は、「残業や休日出勤が多い」と考える人の割合が最も多くなっており、男女間に意識の違いが見られます。

《図表2-5 自分が働く職場が女性にとって働きにくいと考える理由 ※上位3つ（福岡県）》

順位	女性 (回答割合)	男性 (回答割合)
1	「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」 (42.9%)	「残業や休日出勤が多い」 (34.7%)
2	「残業や休日出勤が多い」 (30.0%)	「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」 (32.2%)
3	「補助的な業務や雑用が多い」 (30.0%)	「募集・採用の機会が少ない」 (27.1%)

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

### (4) 女性の起業割合

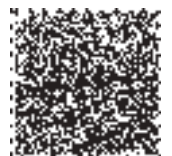
福岡県では、女性起業者の割合は増加していますが、全国的にみても男女間で大きな差があり、女性の起業者はまだまだ少ない状況です。

《図表2-6 有業者に占める起業者の割合（全国・福岡県）》

	平成24年		平成29年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	2.8%	12.5%	3.1%	10.5%
全国	3.3%	11.5%	3.2%	10.4%

備考：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）より作成

起業者の割合は（「自営業主」のうち「起業者」＋「会社などの役員」のうち「起業者」）／「有業者数」×100により算出

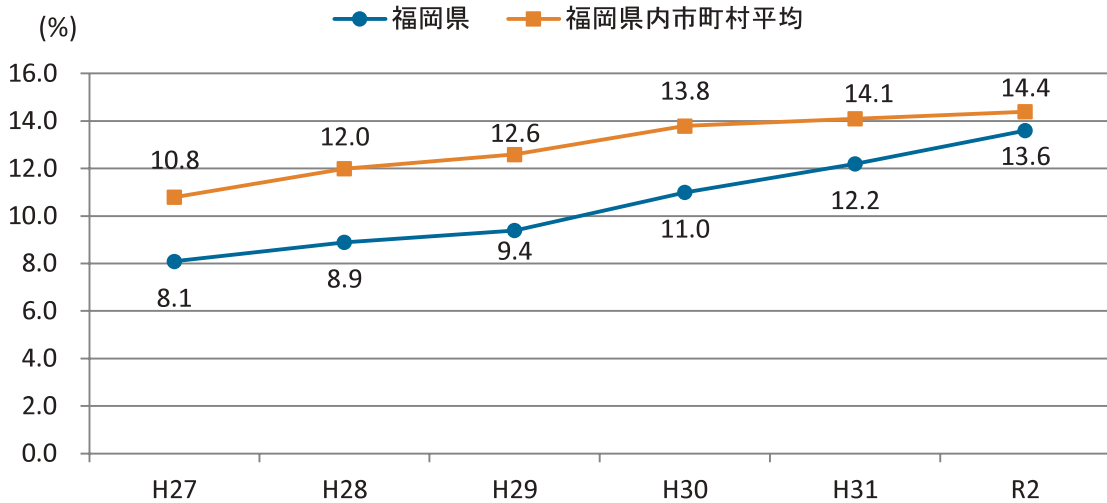


(5) 管理職に占める女性の割合

県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。福岡県における管理職に占める女性の割合は、令和2年4月で13.6%、県内市町村における同割合は14.4%となっています。

県、県内市町村及び民間企業における管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成29(2017)年に17.3%まで上昇しましたが、いまだ低い状況にあります。

《図表2-7 女性公務員の管理職登用の状況(福岡県)》



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値です。

(注) 市町村の管理職登用の状況については、課長相当職以上の職員について、集計している。

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(令和2年度)より福岡県男女共同参画推進課作成

《図表2-8 県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合(福岡県)》

	福岡県
平成29年	17.3%
平成24年	14.1%

備考：総務省「就業構造基本調査」(平成29年)



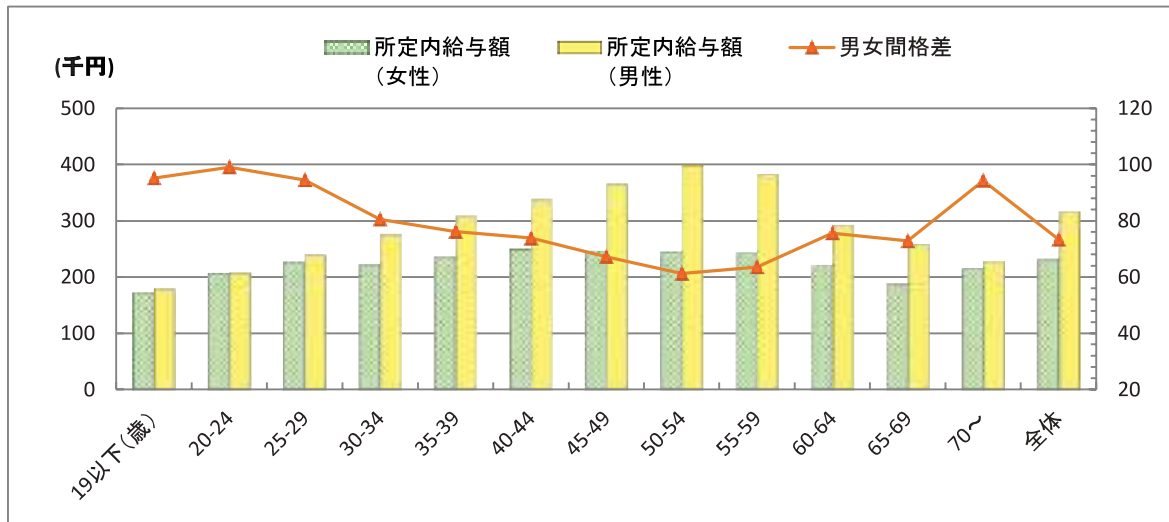


## (6) 男女間賃金格差

福岡県における所定内給与額（令和2年）は、女性232,500円、男性316,600円となっています。年齢階級別でみると、女性の所定内給与額は、20代後半から60代前半まではほぼ横ばいとなっており、40代前半で平均が約25万円となっています。一方、男性の所定内給与額は50代前半まで年齢が上がるにつれ増加しています。

また、男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は73.4となっています。20代までは90台で推移しますが、その後、年齢が上がるにつれて男女間の格差は拡大し、50代前半では61.3となります。

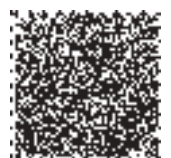
《図表2-9 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）》



令和2年（福岡県）	所定内給与額 （女性）	所定内給与額 （男性）	男女間格差
19以下（歳）	172.0	180.7	95.2
20-24	206.6	208.5	99.1
25-29	226.7	239.9	94.5
30-34	222.7	276.5	80.5
35-39	236.0	309.8	76.2
40-44	249.9	338.5	73.8
45-49	245.9	365.9	67.2
50-54	244.4	398.9	61.3
55-59	243.1	382.2	63.6
60-64	221.1	292.4	75.6
65-69	188.2	258.4	72.8
70~	215.2	228.2	94.3
全体	232.5	316.6	73.4

※所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

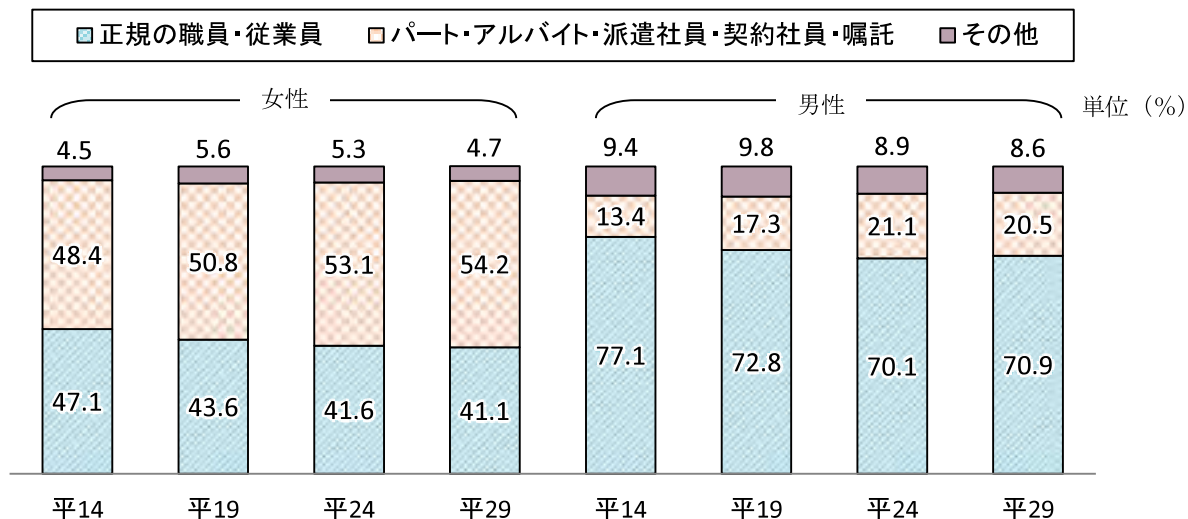
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和2年）



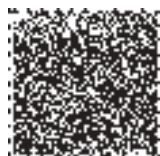
(7) 雇用者に占める非正規雇用者の構成割合

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規労働については、男女ともに雇用者に占める割合が高まっていますが、女性の非正規雇用率が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

《図表2-10 男女の雇用形態（福岡県）》



備考：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

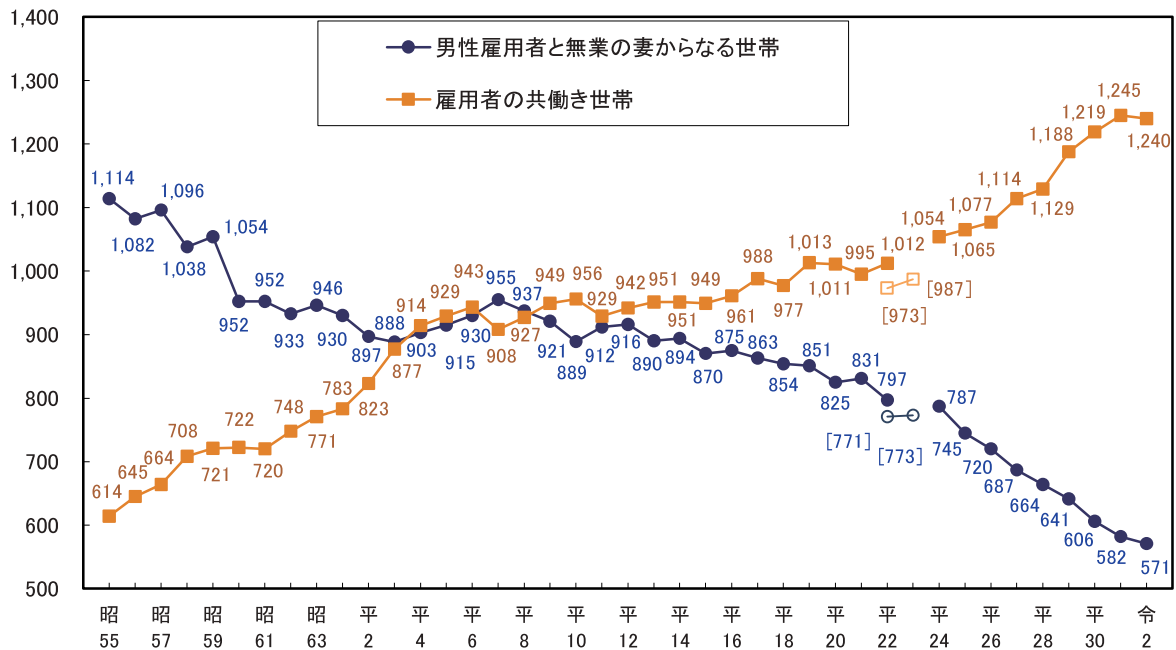


### 3 仕事と生活の両立の実態

#### (1) 共働き世帯の推移

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は、令和2年には1,240万世帯となりました。雇用者の夫と無業の妻からなる片働き世帯は減少しており、令和2年は571万世帯となっています。

〈図表3-1 共働き等世帯数(全国)〉



1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び平成23年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

備考：総務省統計局「労働力調査」(令和2年)

#### (2) 男女の労働時間

男女別の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数200日以上(週間就業時間が60時間以上)の者の割合(以下「長時間労働者の割合」という)は、男性が14.6%、女性が4.7%といずれも全国平均を上回っています。

〈図表3-2 男女別長時間労働者の割合(全国・福岡県)〉

	女性	男性
福岡県	4.7%	14.6%
全国	4.4%	13.3%

備考：総務省「就業構造基本調査」(平成29年)



### (3) 家事や育児など家庭内の役割分担

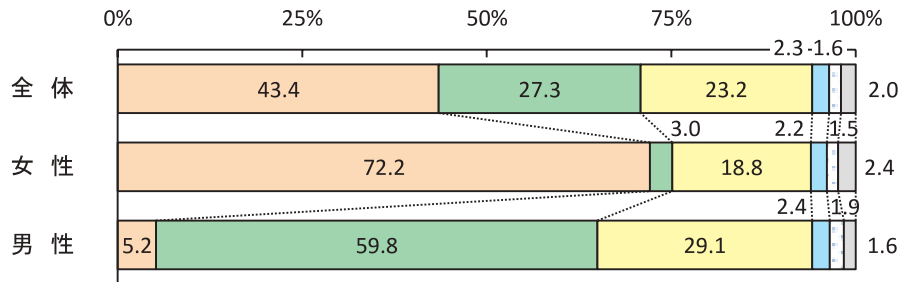
「炊事・掃除・洗濯などの家事」を主に行うのは、女性では「自分」とする人の割合が約7割に対し、男性では「パートナー」とする人の割合が約6割となっています。

「育児・子どものしつけ」や「親の介護」についても、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「自分・パートナー同程度」とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られます。

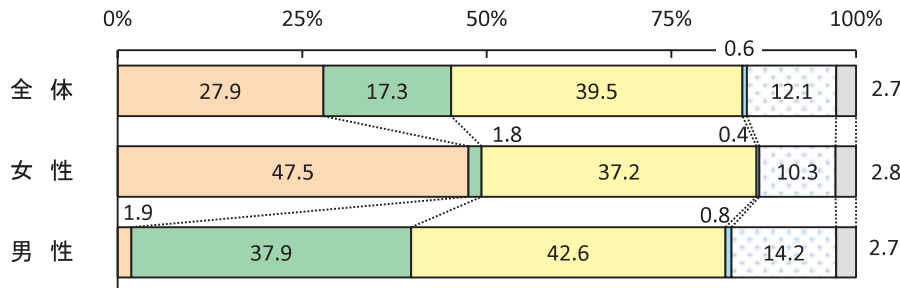
また、福岡県内の夫婦の生活時間を比較した場合、夫の家事関連時間は、夫婦と子どもの世帯で一日に43分、共働き世帯で33分であるのに対し、妻は、夫婦と子どもの世帯で一日に5時間53分、共働き世帯で4時間54分と夫と妻の間に大きな開きがあります。

《図表3-3 家庭内の役割分担の状況（福岡県）》

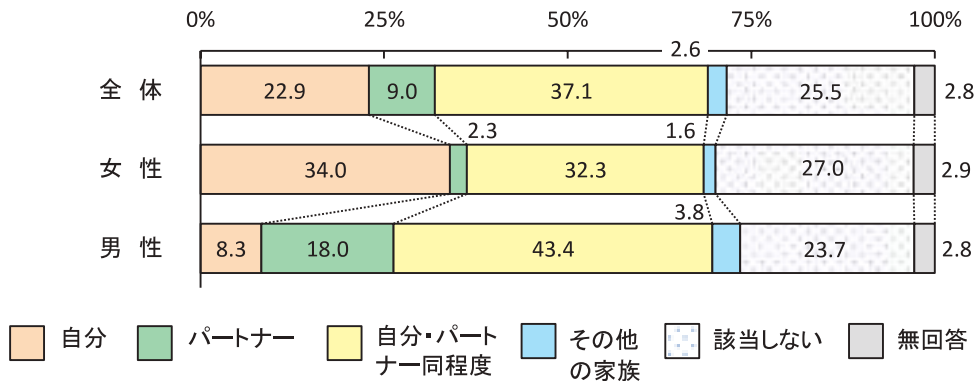
#### 【炊事・掃除・洗濯などの家事】



#### 【育児・子どものしつけ】



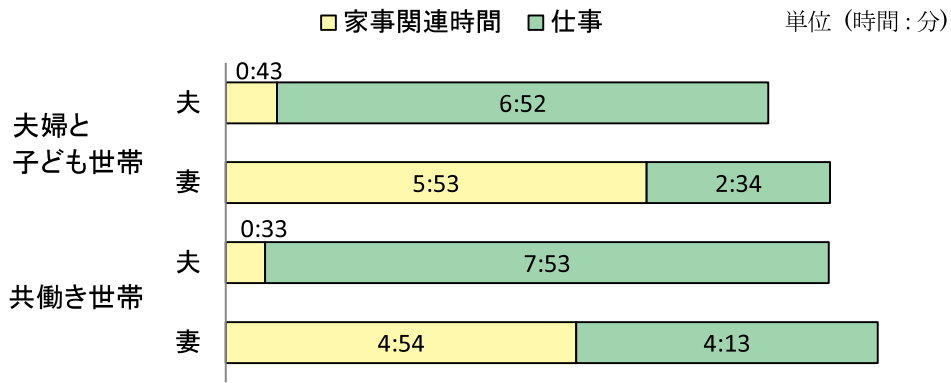
#### 【親の介護】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）



《図表3-4 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）》

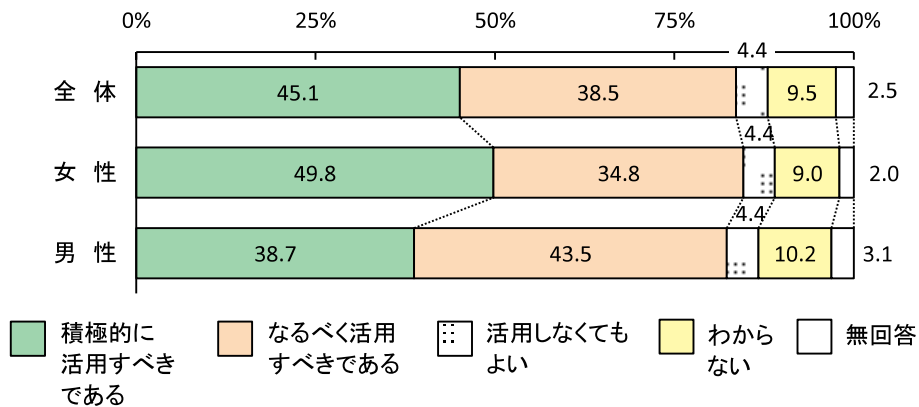


備考：総務省「社会生活基本調査」（平成28年）

（4）男女別育児休業、介護休業制度の利用状況

男性が育児休業や介護休業を取得することについて、8割以上の方が「活用すべき」と考えています。一方、県内事業所における、育児休業の取得率は、女性は9割を超えていますが、男性は1割にも達しておらず、男性の育児休業取得者が少ない状況が続いています。

《図表3-5 男性が育児休業・介護休業を取得することについて（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

《図表3-6 男女別育児休業取得率（H30年に子が出生した人）（福岡県）》

	女性	男性
令和元年	91.7%	6.1%

備考：福岡県「令和元年度福岡県の賃金事情」



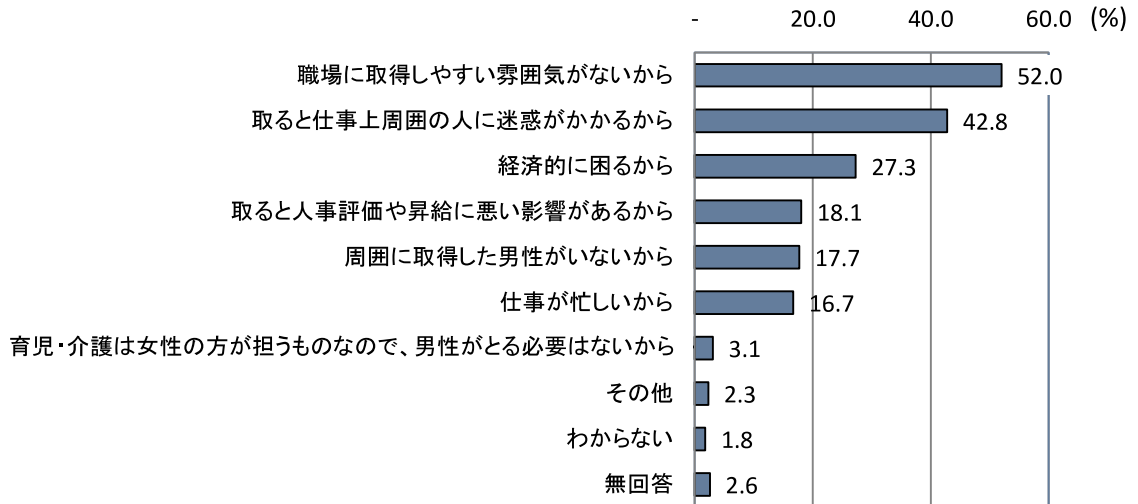
(5) 育児休業、介護休業についての意識

男性が育児休業を取得しない（できない）理由として、「職場に取得しやすい雰囲気がないから」が52.0%と最も多くなっています。

また、男女がともに仕事と介護を両立させる環境づくりに必要なこととして、「介護休業期間中の経済的支援の充実」が65.3%と最も多くなっています。

《図表3-7 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（福岡県）》

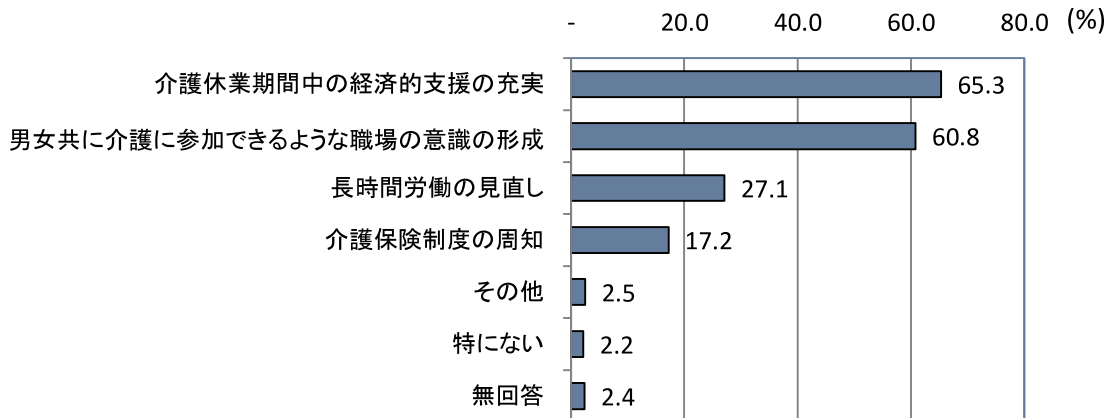
※ 回答は2つまで



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

《図表3-8 男女がともに仕事と介護を両立させていく環境をつくるために必要なこと（福岡県）》

※ 回答は2つまで



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

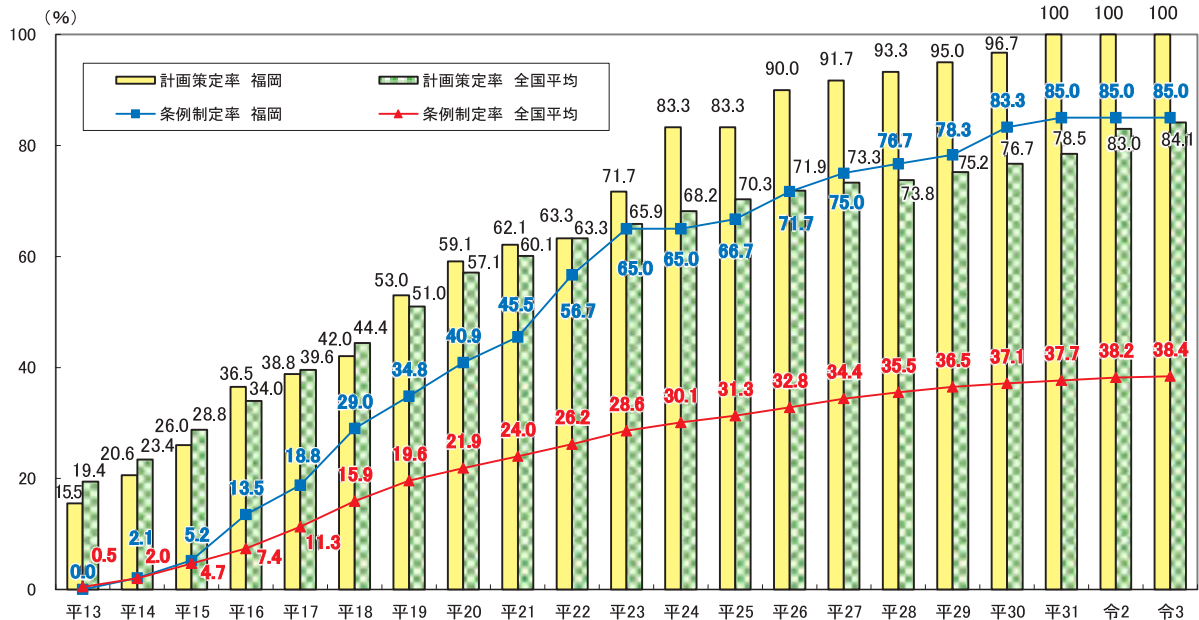


## 4 地域における男女共同参画の状況

### (1) 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定の状況

男女共同参画に関する条例を制定している市町村は、県内60市町村中51市町村となっています。また、男女共同参画に関する計画は県内全市町村が策定しています。(いずれも令和3年4月1日現在)

《図表4-1 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率（福岡県・全国）》

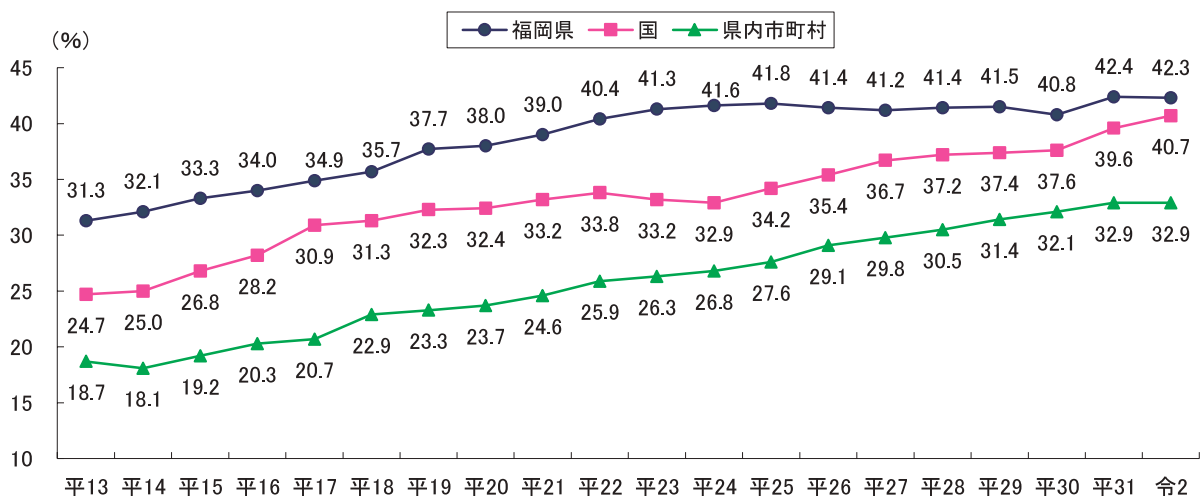


備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）より福岡県男女共同参画推進課作成

### (2) 審議会等に占める女性委員比率

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、令和2年4月1日現在で42.3%と平成22年から11年連続で40%以上を維持しています。また、県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成28年以降30%以上を維持しています。

《図表4-2 審議会等における女性委員比率（福岡県・全国）》



令和2年	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員総数	うち女性委員の数	女性比率 (%)
福岡県	94	94	1,305	552	42.3
県内市町村	1,706	1,532	20,283	6,669	32.9
市（政令市含む）	1,059	989	13,747	4,875	35.5
町村	647	543	6,536	1,794	27.4

（注）福岡県・・・登用目標設定の対象である審議会等  
 国・・・国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等  
 県内市町村・・・地方自治法第202条の3に基づく審議会等

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和2年度）より福岡県男女共同参画推進課作成

市町村の審議会等における女性委員の登用状況をみると、最も比率が高いのは北九州市（52.2%）であり、久留米市（43.9%）、福津市（43.7%）と続いています。

比率が高い市町村と低い市町村では、最大で42.7ポイントの開きがあります。





《図表4-3 市町村の審議会等における女性委員の登用状況》

(女性の比率が高い順に表示)

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
1 北九州市	60	60	1,217	635	52.2
2 久留米市	77	77	1,143	502	43.9
3 福津市	48	48	570	249	43.7
4 大野城市	32	31	319	133	41.7
5 筑前町	30	28	409	167	40.8
6 遠賀町	37	35	313	119	38.0
7 嘉麻市	44	43	508	192	37.8
8 古賀市	25	23	256	95	37.1
9 大木町	17	17	189	69	36.5
10 うきは市	35	35	423	153	36.2
11 宗像市	38	37	385	139	36.1
12 岡垣町	31	29	298	107	35.9
13 中間市	30	25	431	152	35.3
14 小郡市	29	26	317	110	34.7
15 筑紫野市	36	34	410	142	34.6
16 福岡市	77	77	1,691	582	34.4
17 直方市	37	33	451	155	34.4
18 筑後市	29	29	346	118	34.1
19 志免町	24	23	234	79	33.8
20 小竹町	24	23	222	74	33.3
21 大牟田市	47	42	485	159	32.8
22 糸島市	32	30	396	127	32.1
23 朝倉市	24	20	254	80	31.5
24 飯塚市	78	73	911	285	31.3
25 那珂川市	33	31	414	129	31.2
26 八女市	35	32	485	150	30.9
27 吉富町	27	27	298	92	30.9
28 水巻町	36	33	442	133	30.1
29 糸田町	15	14	125	36	28.8
30 大川市	15	13	167	47	28.1
31 築上町	41	36	378	106	28.0
32 大刀洗町	5	5	54	15	27.8
33 豊前市	23	19	235	65	27.7
34 広川町	16	15	151	41	27.2
35 久山町	10	7	67	18	26.9
36 宮若市	18	14	145	38	26.2
37 粕屋町	21	17	211	55	26.1
38 みやま市	31	26	349	90	25.8
39 鞍手町	31	28	314	81	25.8
40 田川市	36	34	367	94	25.6
41 太宰府市	39	35	399	101	25.3
42 新宮町	19	12	256	64	25.0
43 宇美町	24	18	214	53	24.8
44 柳川市	33	29	449	111	24.7
45 苅田町	32	27	375	91	24.3
46 福智町	7	7	91	22	24.2
47 みやこ町	11	9	128	30	23.4
48 赤村	9	7	75	17	22.7
49 川崎町	16	14	115	26	22.6
50 芦屋町	31	26	348	77	22.1
51 篠栗町	17	11	160	35	21.9
52 桂川町	8	7	104	22	21.2
53 春日市	9	7	116	23	19.8
54 香春町	24	14	238	45	18.9
55 須恵町	15	12	139	26	18.7
56 添田町	32	20	252	47	18.7
57 上毛町	13	10	115	21	18.3
58 行橋市	9	6	108	19	17.6
59 東峰村	16	10	147	19	12.9
60 大任町	8	2	74	7	9.5
計	1,706	1,532	20,283	6,669	32.9

※ 令和2年4月1日現在（大野城市と久山町は令和2年5月1日、北九州市は令和元年7月1日、築上町は令和2年7月10日、福岡市は令和2年8月1日現在）

※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としている。なお、広域で設置している審議会等は含んでいない。

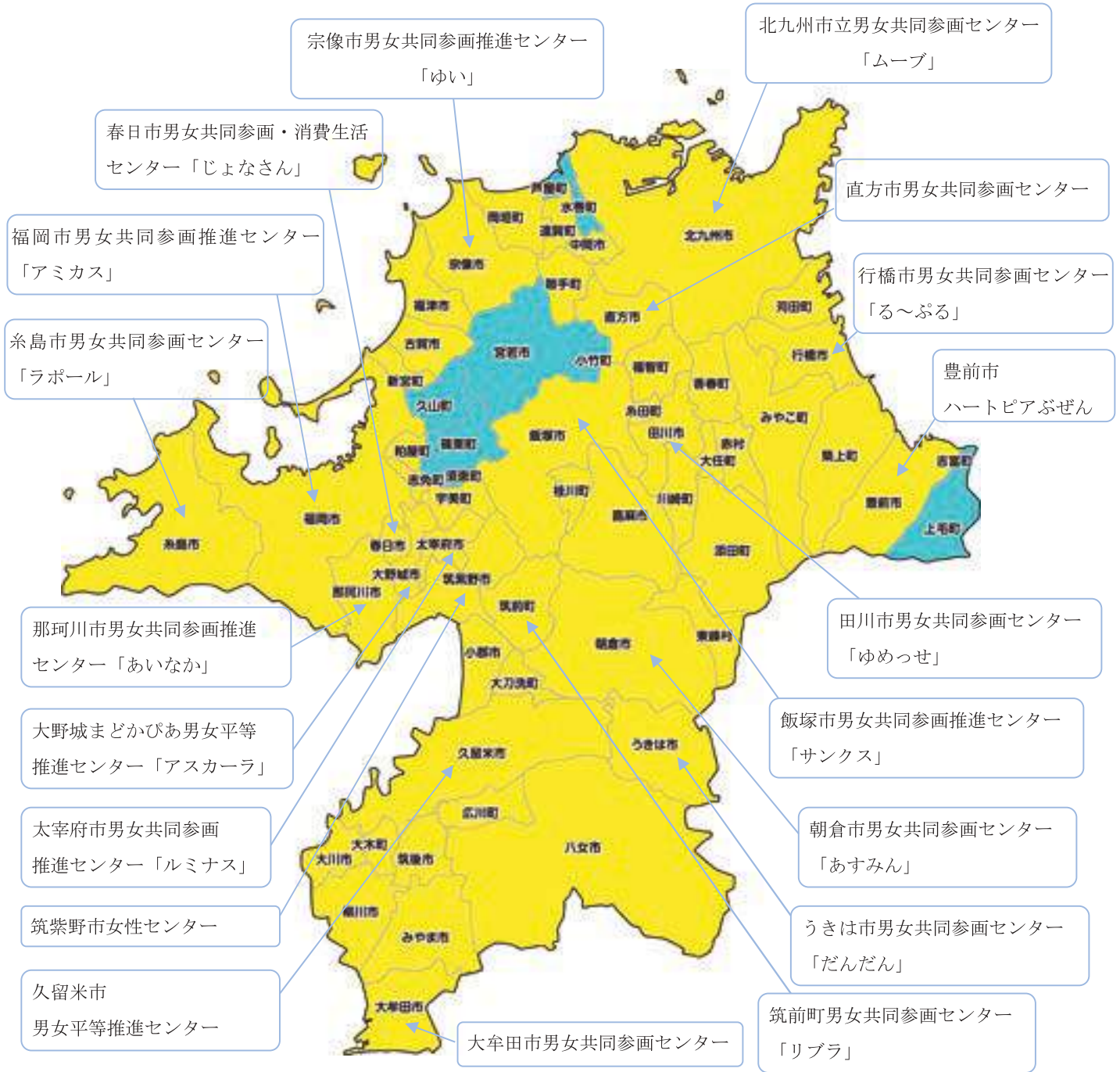
備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和2年度）より福岡県男女共同参画推進課作成



《図表4-4 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定・総合的な施設の整備状況》

令和3年4月1日現在

男女共同参画に関する条例：51市町村で制定（27市22町2村）  
 男女共同参画に関する計画：60市町村で策定（28市30町2村）  
 男女共同参画・女性のための総合的な施設：19市町で整備（18市1町）



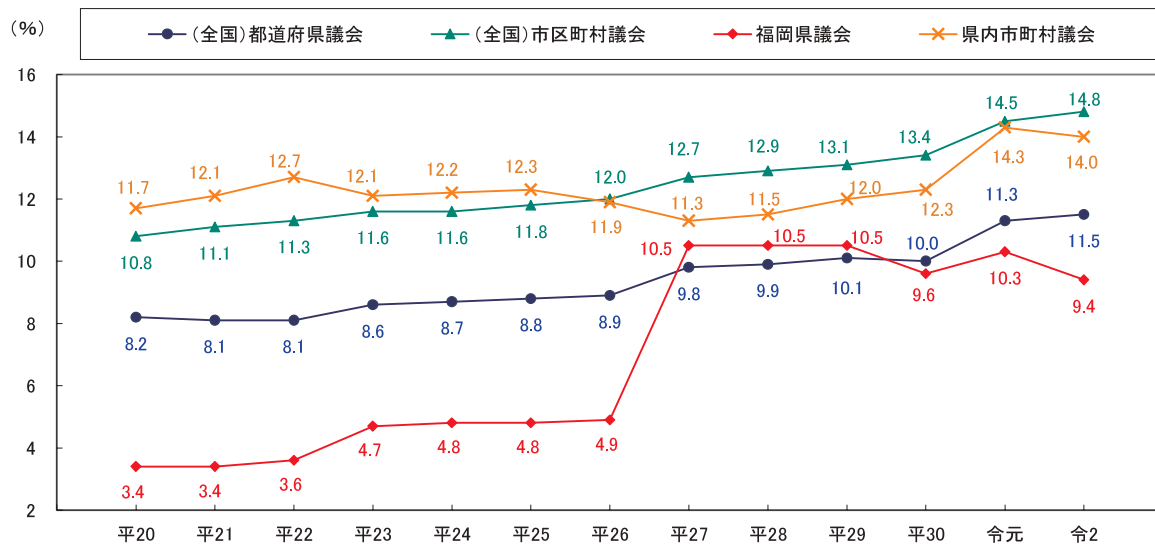
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



### (3) 地方議会議員に占める女性の割合

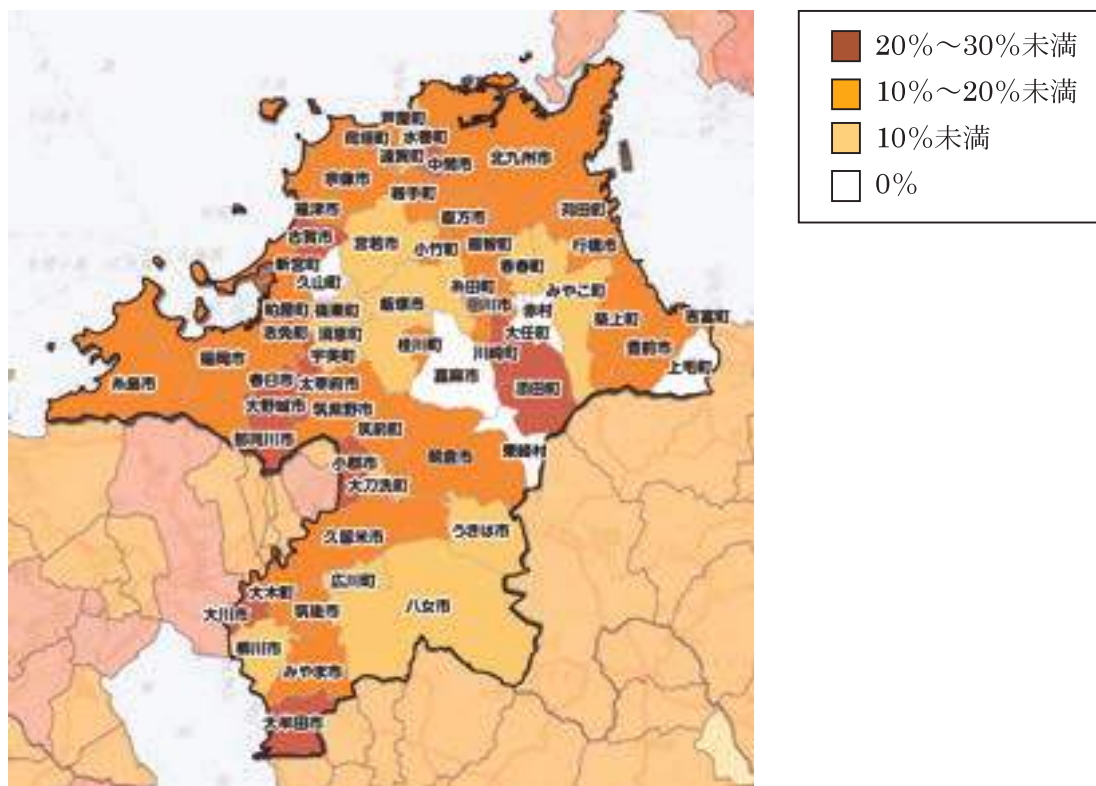
福岡県議会議員に占める女性の割合は、令和2年12月現在で9.4%となっています。県内の市町村議会議員に占める女性の平均比率は、令和2年12月現在で14.0%となっており、前年度より微減しています。

《図表4-5 地方議会議員に占める女性の割合（全国・福岡県）》



備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（令和2年）

《図表4-6 市町村議会議員に占める女性の割合》



備考：総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調、割合は総務省資料より作成（令和2年12月31日現在）



市町村ごとにみると、市町村議会議員に占める女性の割合が、30%以上の市町村は無く、20%以上30%未満の市町村が13市町、10%以上20%未満の市町村が26市町、10%未満の市町村が15市町、1人もいない市町村が6市町村となっています。(令和2年度・内閣府見える化マップより)

福岡県議会議員選挙における候補者に占める女性の割合は、平成31年時点で9.8%、当選者の割合は10.3%となっています。また、福岡県議会における両立支援の状況について、議員本人の出産や家族の介護等については欠席事由として明記があるものの、育児の事項については、認められていない状況です。市町村の状況については、「第3部 市町村における男女共同参画の推進状況」の「3 政治分野の推進状況」に掲載しています。

《図表4-7 福岡県議会議員選挙における候補者及び当選者の状況》

	定数	候補者数		候補者数に占める女性の割合	当選者数		当選者数に占める女性の割合
		男性	女性		男性	女性	
平成27年	86	117	14	10.7%	77	9	10.5%
平成31年	87	111	12	9.8%	78	9	10.3%

備考：福岡県選挙管理委員会調べ

《図表4-8 福岡県議会における両立支援の状況》

欠席事由	議員本人の出産	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	休業期間	労働基準法第65条以上に定める産前産後休業期間以上
	報酬の減額規定	あり
	配偶者の出産	明記した規定がある
	育児	明記した規定がある
	家族の看護	明記した規定がある
	家族の介護	明記した規定がある
	その他	明記した規定がある
男女共同参画に関する研修状況等	議会におけるハラスメント防止に関する取組	行っていない
	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを除く)	行っていない
議会内設備	保育施設	なし
	授乳室	なし

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和3年度)より福岡県男女共同参画推進課作成

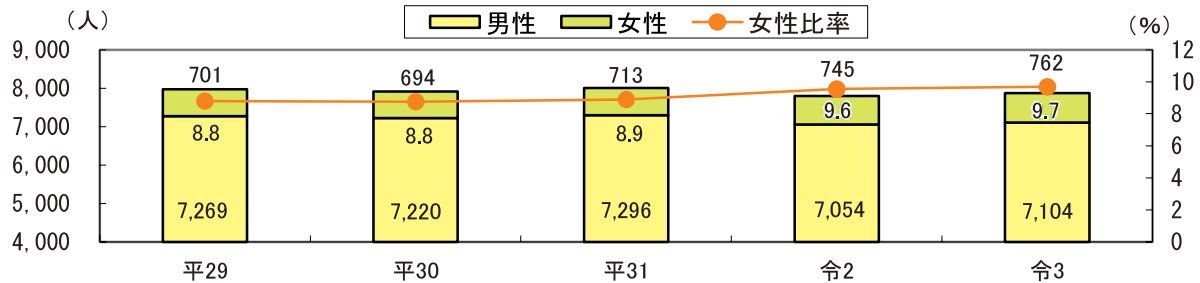


(4) 地域における女性の参画

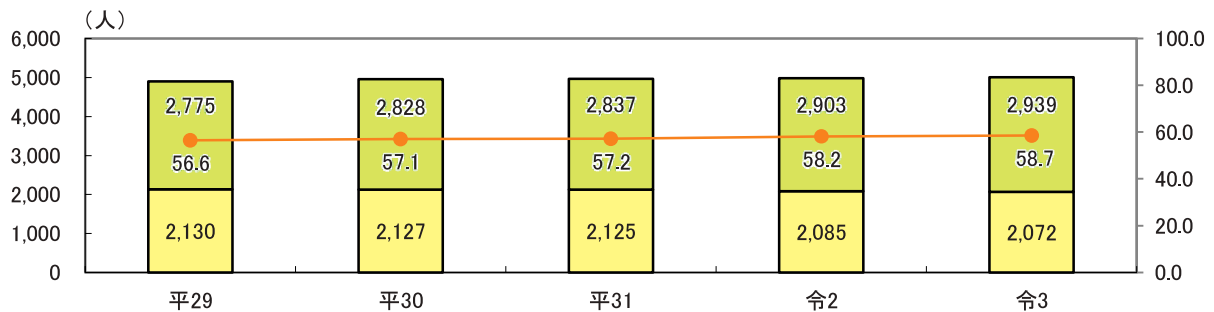
自治会長における女性の割合は前年から0.1ポイント増加し、9.7%となりました。民生・児童委員における女性の割合は増加傾向となっています。また、小学校PTA会長における女性の割合は、前年から0.5ポイント、中学校PTA会長における女性の割合は、前年から0.8ポイントと、それぞれ減少しています。

〈図表4-9 地域における役職等への女性の参画状況（福岡県）〉

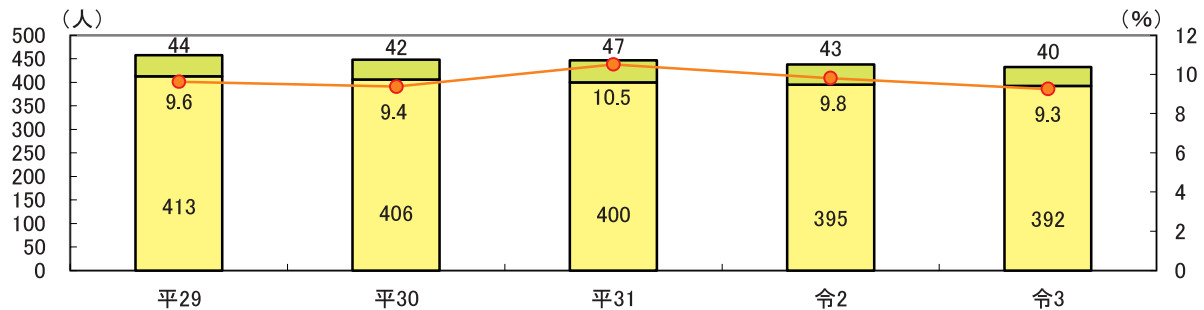
【自治会長】



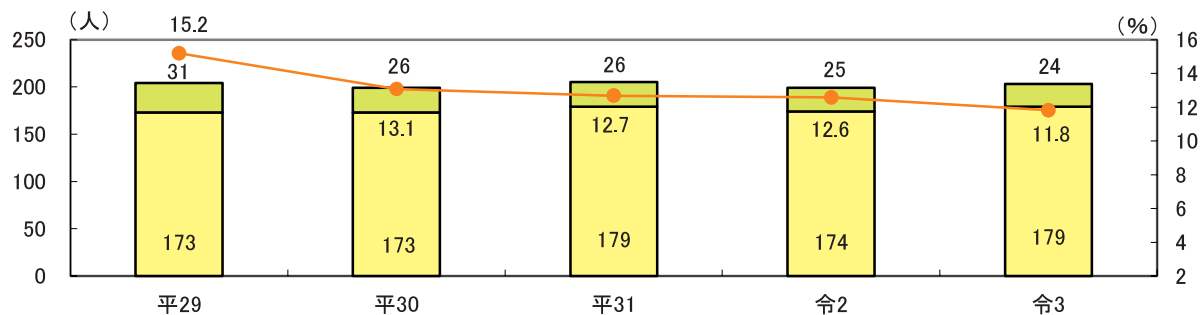
【民生・児童委員】



【小学校PTA会長】



【中学校PTA会長】



※ 民生・児童委員、小学校PTA会長、中学校PTA会長については、政令指定都市を含まない。

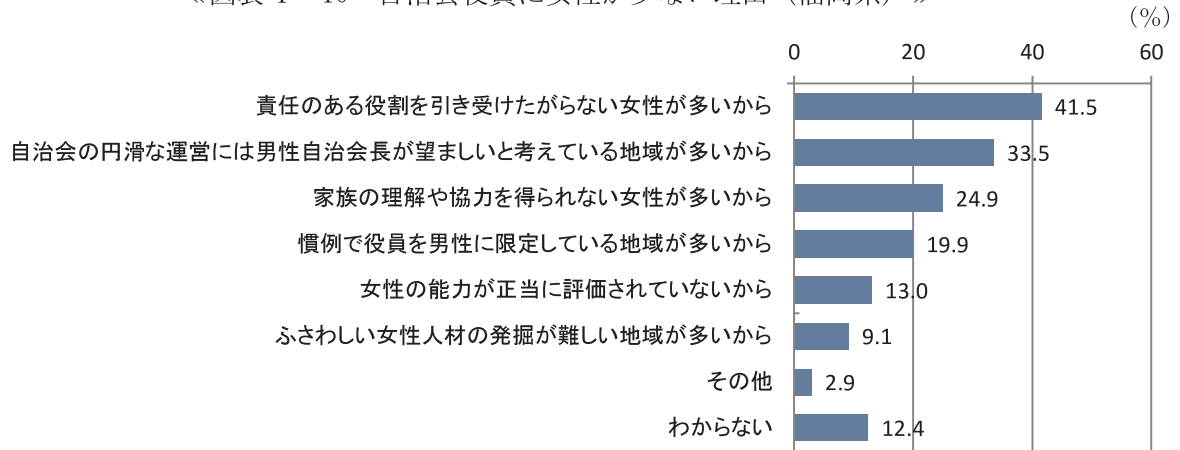
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



自治会の役員に女性が少ない理由として「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」(41.5%)が最も高く、次いで「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」(33.5%)、「家族の理解や協力を得られない女性が多いから」(24.9%)、「慣例で役員を男性に限定している地域が多いから」(19.9%)の順になっています。

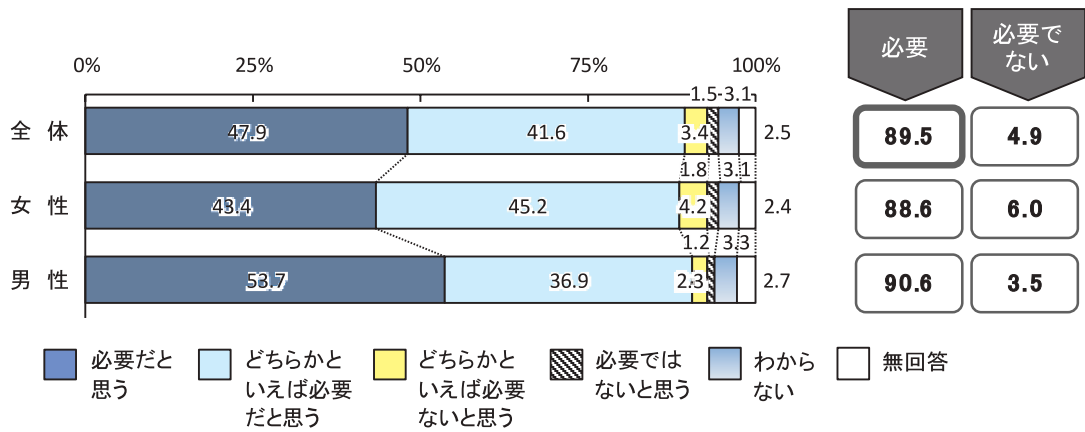
一方、自治会の役員など意思決定の場へ積極的に女性が参加することについては、89.5%の人が「必要」としています。

《図表4-10 自治会役員に女性が少ない理由（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

《図表4-11 地域の意思決定の場に女性が積極的に参加することについて（福岡県）》

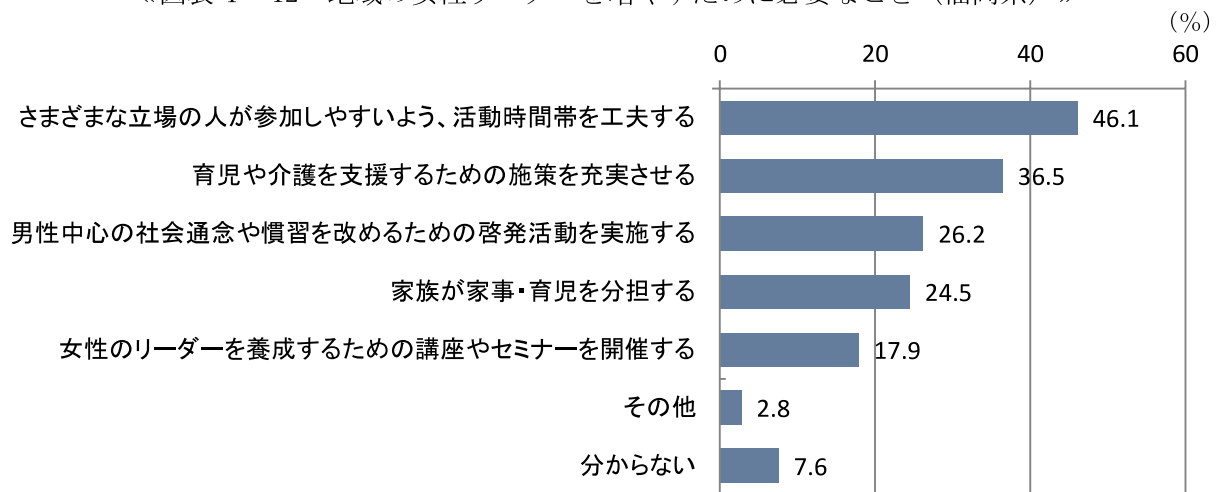


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）



また、地域活動において女性リーダーを増やすために必要なこととして、「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が46.1%と最も高く、次いで「育児や介護を支援するための施策を充実させる」が36.5%、「男性中心の社会通念や慣習を改めるための啓発活動を実施する」が26.2%となっている。

《図表4-12 地域の女性リーダーを増やすために必要なこと（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）



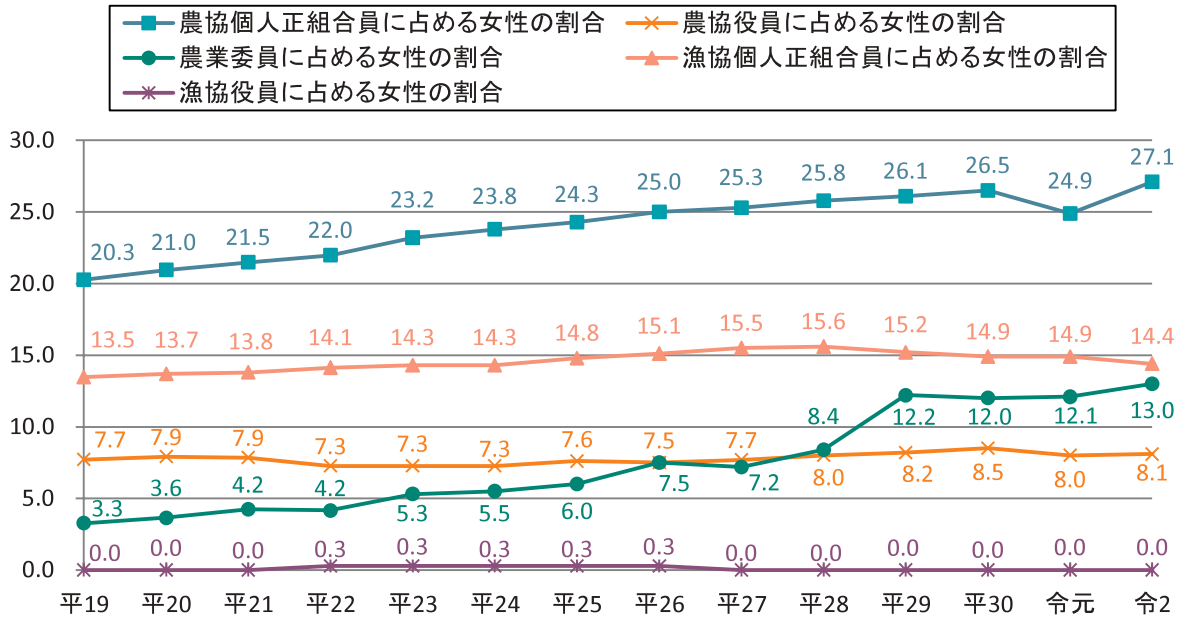
(5) 農業、漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は増加傾向にあり、4人に1人以上が女性となっています。農業委員に占める女性の割合も、上昇傾向にあります。

また、漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、およそ7人に1人が女性となっています。一方、農協及び漁協の役員に占める女性の割合は伸び悩んでいます。

家族経営協定の締結数や加工品の開発などを行う女性農林漁業者の起業数が増加しており、女性の経営参画が進んできています。

《図表4-13 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）》



備考：農業委員：平成19年から平成20年は9月1日現在、平成21年から平成25年は10月1日現在（福岡県農業会議調べ）  
平成26年以降は事業年度末（3月末現在）  
（福岡県農林水産部水田農業振興課調べ）  
農 協：平成19年度～令和2年度（3月末現在）  
（福岡県農林水産部団体指導課調べ）  
漁 協：各事業年度末（3月末現在）（福岡県農林水産部漁業管理課調べ）

《図表4-14 家族経営協定の締結数、女性農林漁業者による起業数（福岡県）》

	平28	平29	平30	令元	令2
家族経営協定の締結数	2,606	2,612	2,638	2,657	2,690
女性農林漁業者による起業数	301	301	340	339	344

備考：福岡県農林水産部経営技術支援課・水産振興課調べ





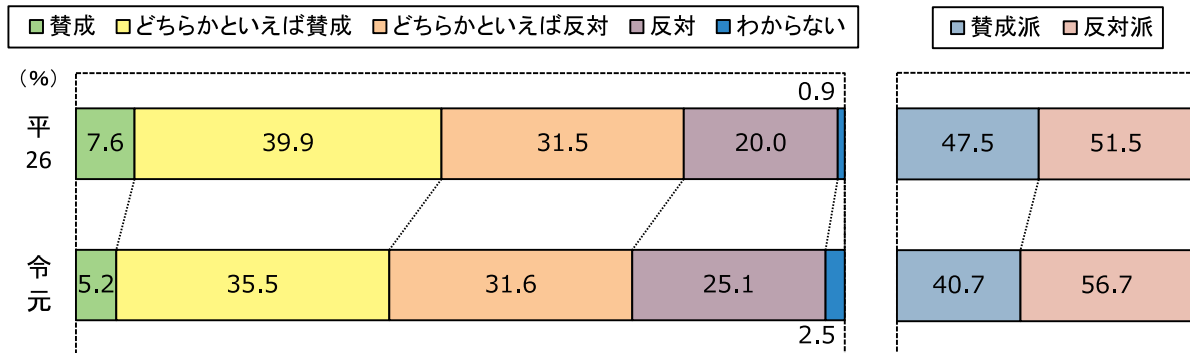
## 5 県民の意識

### (1) 固定的性別役割分担意識について

意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」と考える人を合わせた『反対派』の割合が過半数を占め、「同感する」「ある程度同感する」と考える人を合わせた『賛成派』の割合を上回り、固定的な性別役割分担の考え方を容認しない人が前回調査と比較し5.2ポイント増えています。

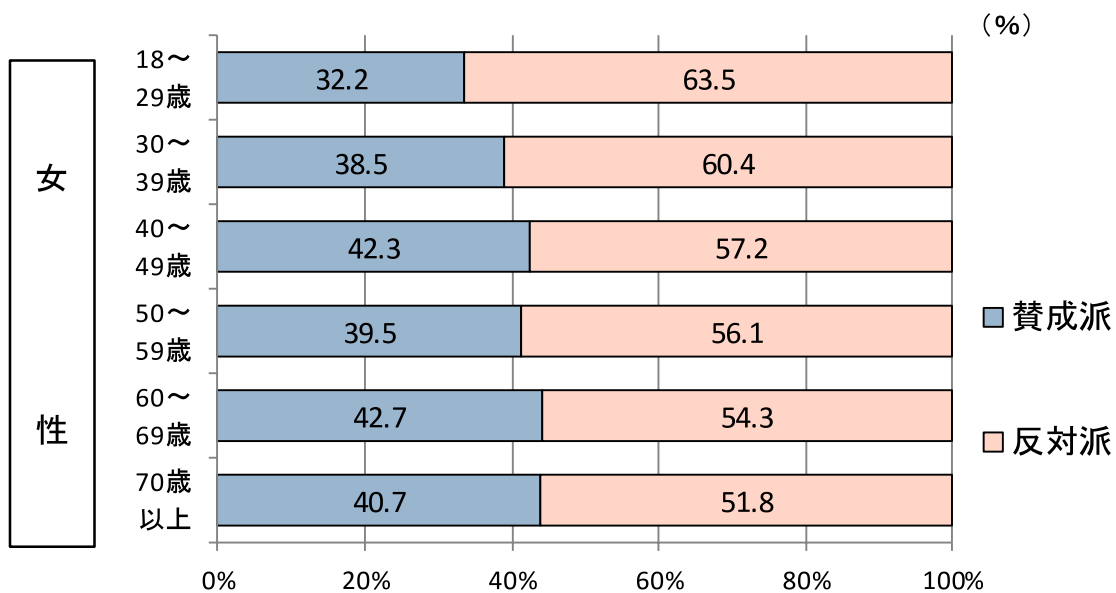
年代別でみると、女性は、全ての世代において、『反対派』が半数を上回っており、男性は、70歳以上を除く世代では『反対派』が各世代で過半数を占めています。

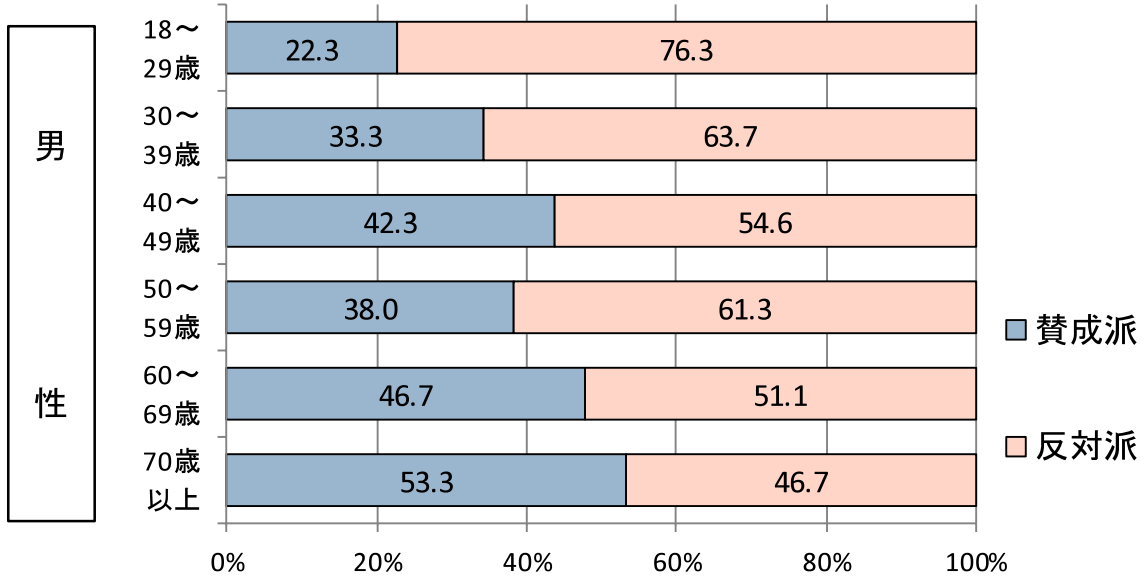
《図表5-1 性別役割分担意識〔全体〕（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

《図表5-2 性別役割分担意識〔性別・年代別〕（福岡県）》



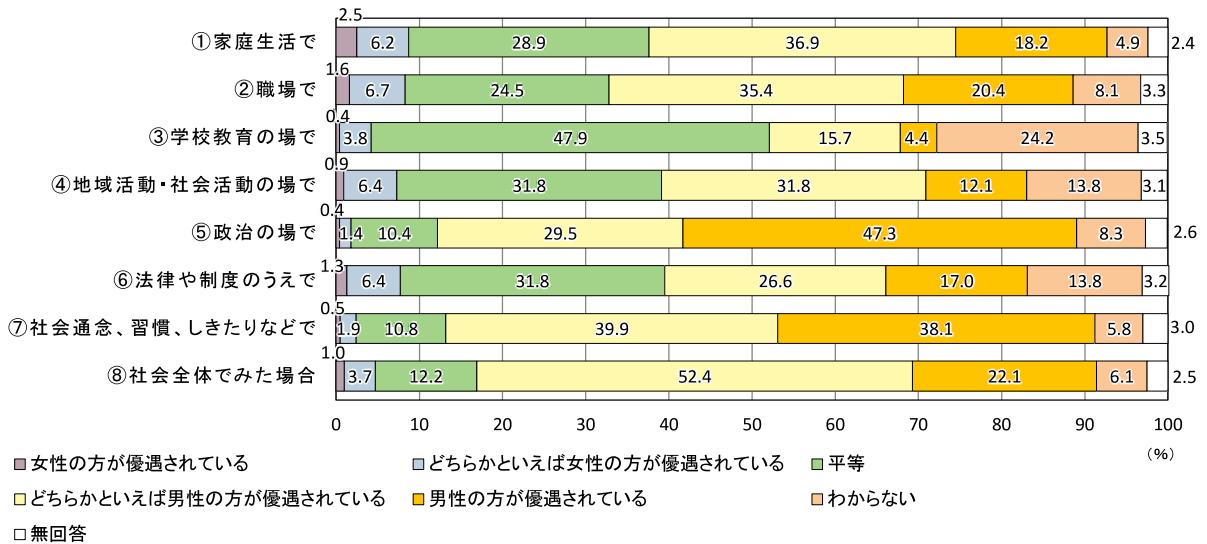


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

## （2）男女の地位の平等感について

男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」と考える人を合わせた『男性優遇』が、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」においては7割を超えており、依然として男性が優遇されていると感じる状況にあることがうかがえます。一方、「学校教育の場」では唯一「平等」が約5割となっています。

＜図表5-3 男女の地位の平等感（福岡県）＞



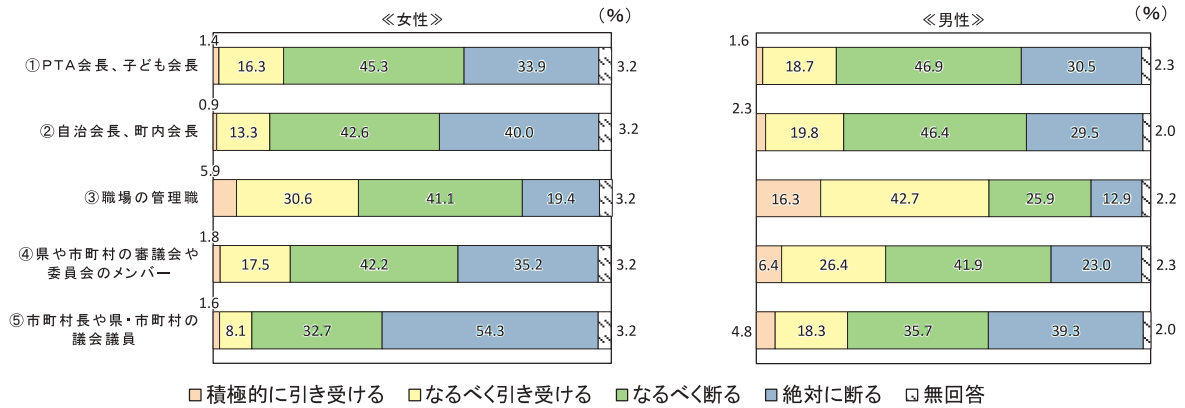
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）



(3) 役職・公職への就任について

役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が「断る」と回答する人の割合が高くなっています。「自治会長、町内会長」、「職場の管理職」への就任を断る理由として、男女いずれも「責任が重いから」「知識や能力の面で不安があるから」をあげる人が多くなっていますが、女性の方がより不安感や責任感を感じる傾向があります。

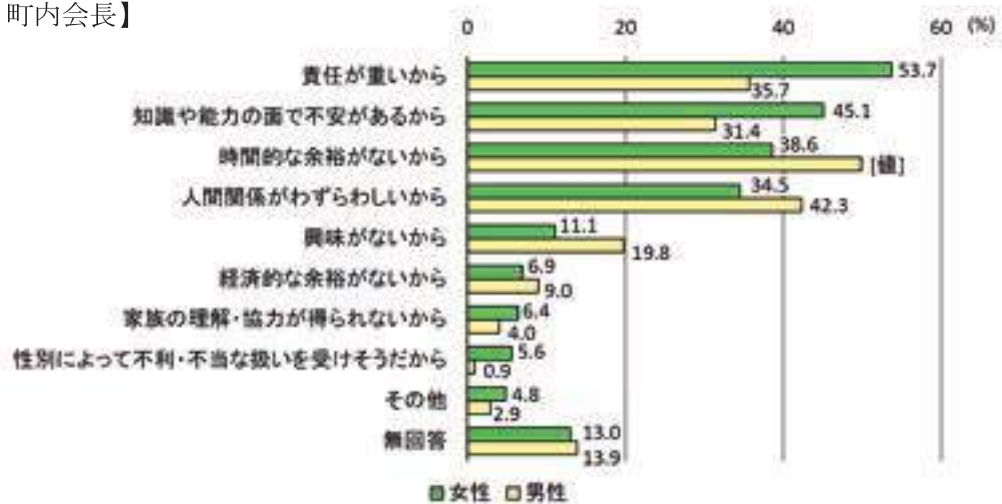
《図表5-4 役職・公職への就任を依頼された場合の対応（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

《図表5-5 役職・公職への就任を断る理由（福岡県）》

【自治会長、町内会長】



【職場の管理職】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

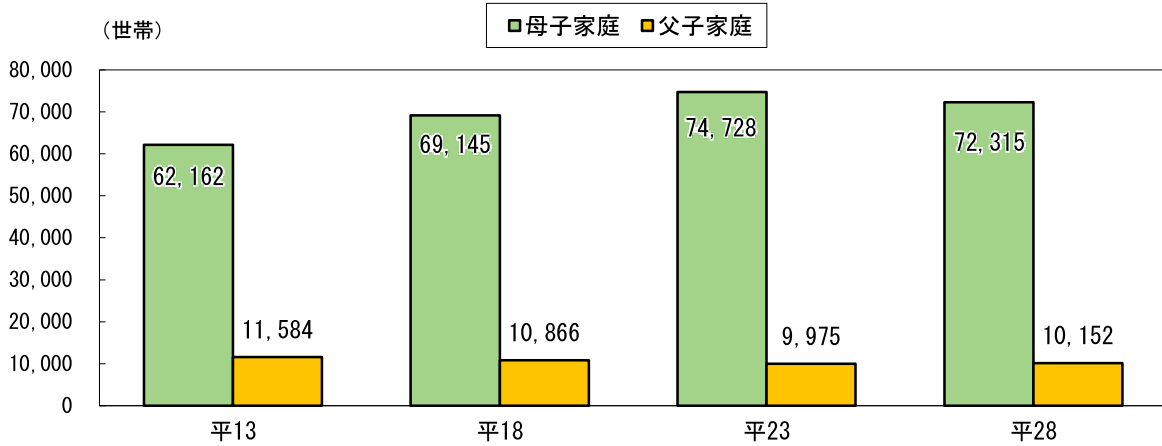


## 6 ひとり親家庭の状況

### (1) ひとり親家庭等の世帯数

平成28年11月1日現在における母子家庭の世帯数は、72,315世帯、父子家庭の世帯数は10,152世帯で、この15年間で8,721世帯増加しています。

《図表6-1 ひとり親家庭の世帯数（福岡県）》

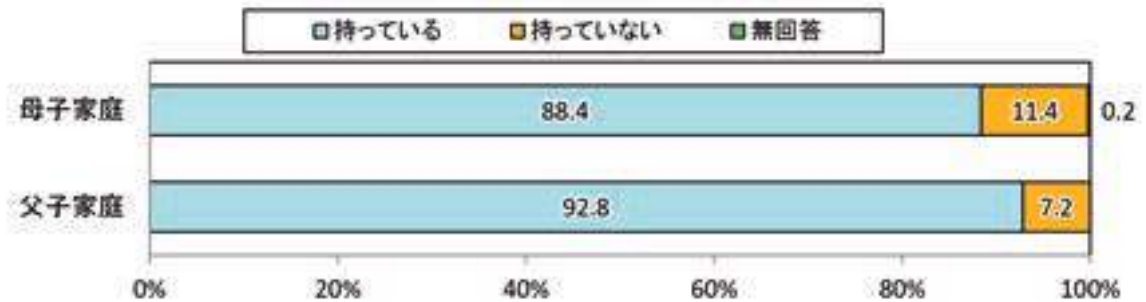


※ 母子家庭、父子家庭の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む。）  
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）

### (2) 母子家庭の母親・父子家庭の父親就労の状況

母子家庭の母親の88.4%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子家庭の平均年間税込収入は241万円となっています。一方、父子家庭の仕事を持っている父親は68.4%が正社員・正職員で、平均年間税込収入は404万円となっており、母子家庭世帯の約1.7倍となっています。

《図表6-2 母子家庭の母親、父子家庭の父親の仕事の有無（福岡県）》



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）



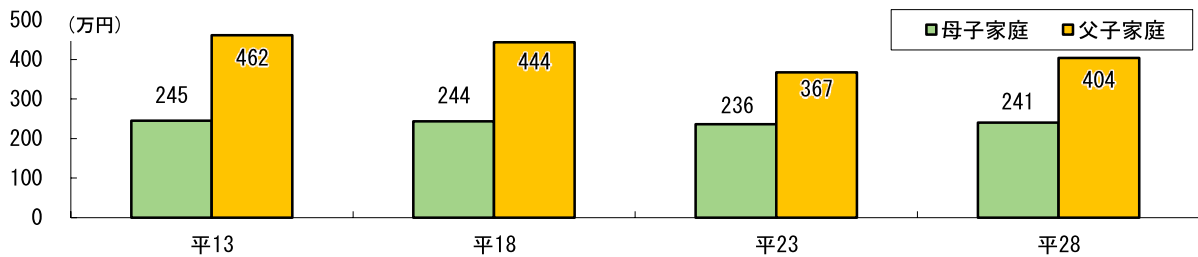
《図表6-3 母子家庭の母親、父子家庭の父親の就労形態（福岡県）》



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）

《図表6-4 母子家庭世帯等の平均年間税込収入（福岡県）》



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

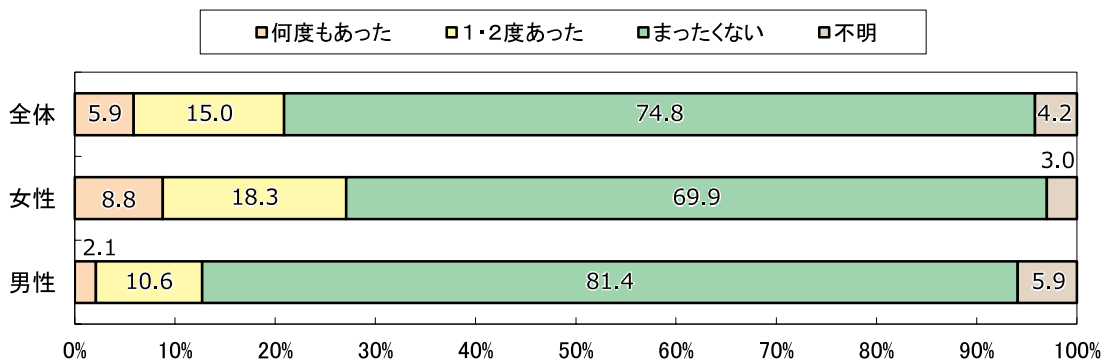
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）

## 7 女性等に対する暴力の状況

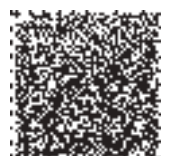
### (1) 配偶者や交際相手からの暴力被害の経験

配偶者や交際相手から身体的、精神的、性的暴力のいずれかの暴力を一度でも受けたことのある人の割合は、県内では女性が27.1%、男性が12.7%となっています。また、被害を受けた人のうち、暴力を受けたことについて、相談しなかった女性は59.7%、男性は67.0%となっており、被害を受けても誰にも相談できずに一人で悩んでいる人が多くいることがうかがわれます。

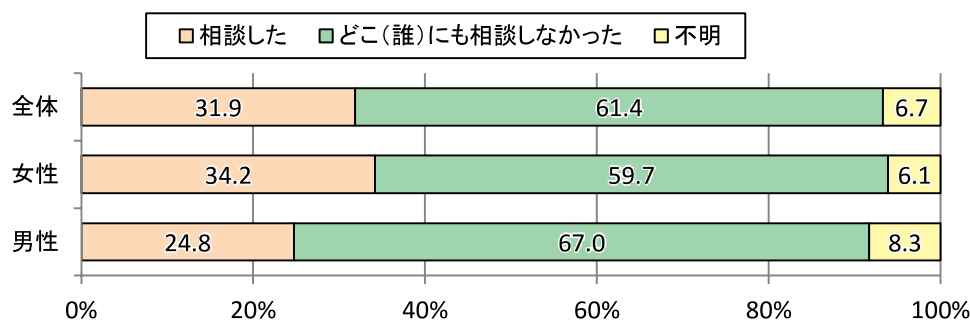
《図表7-1 DV（配偶者や交際相手からの暴力）被害の経験（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）



《図表7-2 DVについての相談の有無（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

《図表7-3 DVについての相談をしなかった理由（福岡県・女性）》

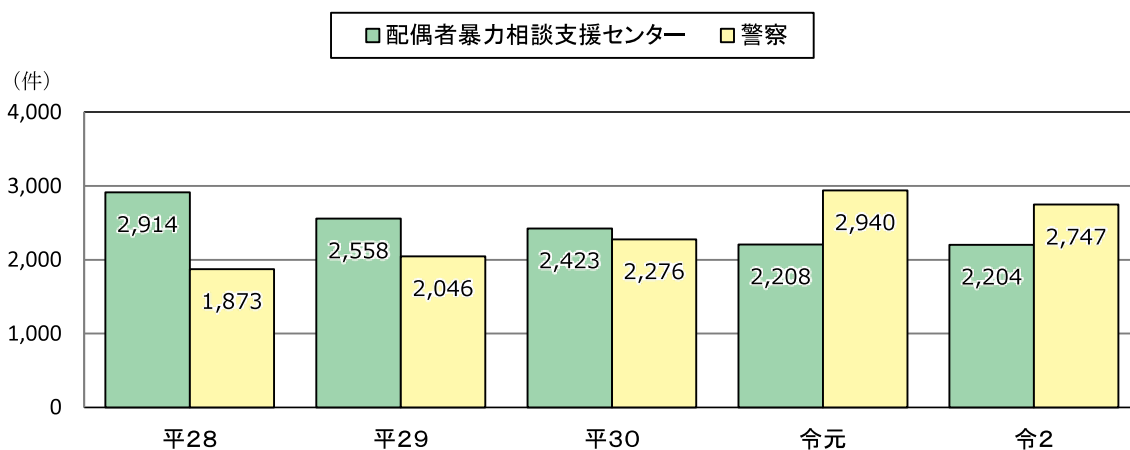


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）

(2) 配偶者からの暴力についての相談件数

福岡県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和2年度2,204件で減少傾向にあります。県内の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、令和元年まで9年連続で増加していましたが、令和2年は2,747件で前年から193件減少しました。

《図表7-4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数<sup>※1</sup>及び警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数<sup>※2</sup>（福岡県）》



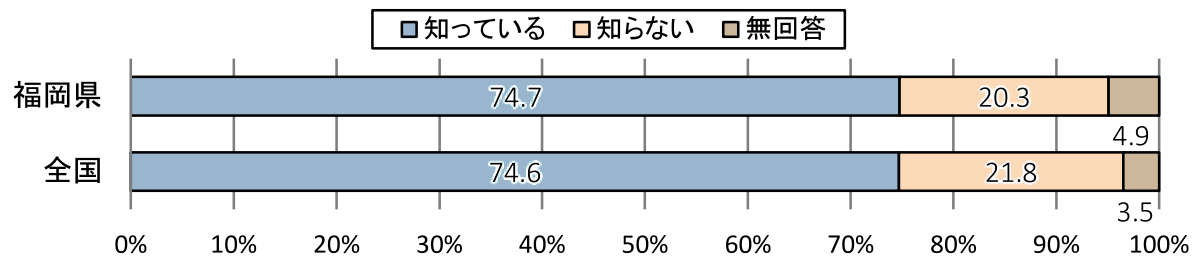
備考：※1（年度） 福岡県男女共同参画推進課調べ  
 ※2（年） 福岡県警調べ（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数）



### (3) 配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口

配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口があることを知っている人の割合（認知度）は、福岡県では74.7%、全国では74.6%となっています。

《図表7-5 DVについての相談窓口の認知（福岡県・全国）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年）  
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年）

### (4) 性犯罪認知件数の推移

福岡県警察における性犯罪（強姦<sup>※</sup>、強制わいせつ）の令和2年の認知件数は、228件と前年から大幅に減少していますが、依然として高水準で推移しています。

《図表7-6 性犯罪の認知件数の推移（福岡県）》

	平 28	平 29	平 30	令 元	令 2
認知件数(件)	435	411	381	321	228
人口10万人当たりの全国順位	2位	2位	2位	5位	8位

備考：福岡県警察調べ

※平成29年の刑法改正により、「強姦罪」は構成要件及び法定刑等が見直され、罪名が「強制性交等罪」に変更されました（平成29年7月13日改正施行）。

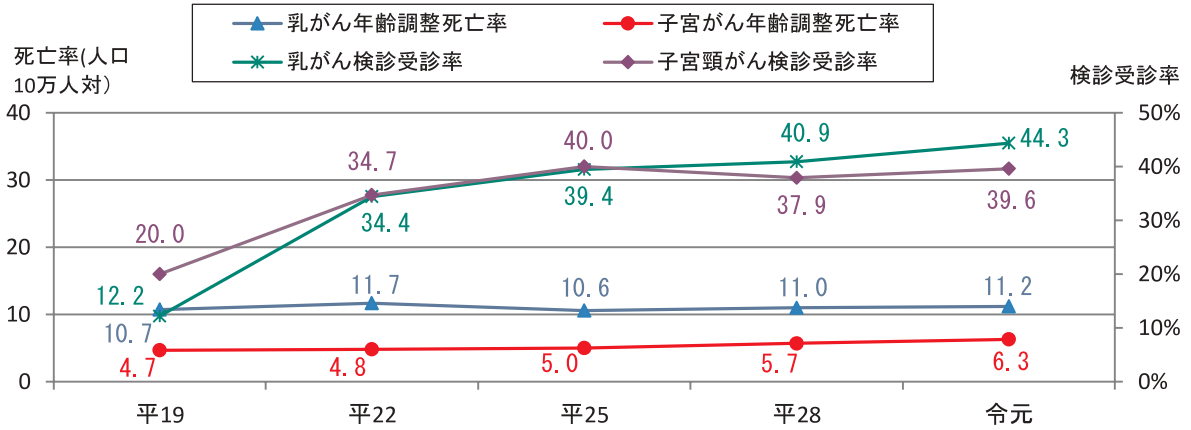


## 8 健康

### (1) 乳がん、子宮がん死亡率と検診受診率の推移

女性特有のがんである乳がん及び子宮がんの75歳未満年齢調整死亡率は、近年ほぼ横ばいとなっています。「国民生活基礎調査」における乳がん及び子宮頸がんの検診受診率は、平成25年に40%まで上昇したが、それ以降はおおむね横ばいで推移しています。

《図表8-1 乳がん、子宮がんの年齢調整死亡率、検診受診率の推移（福岡県）》

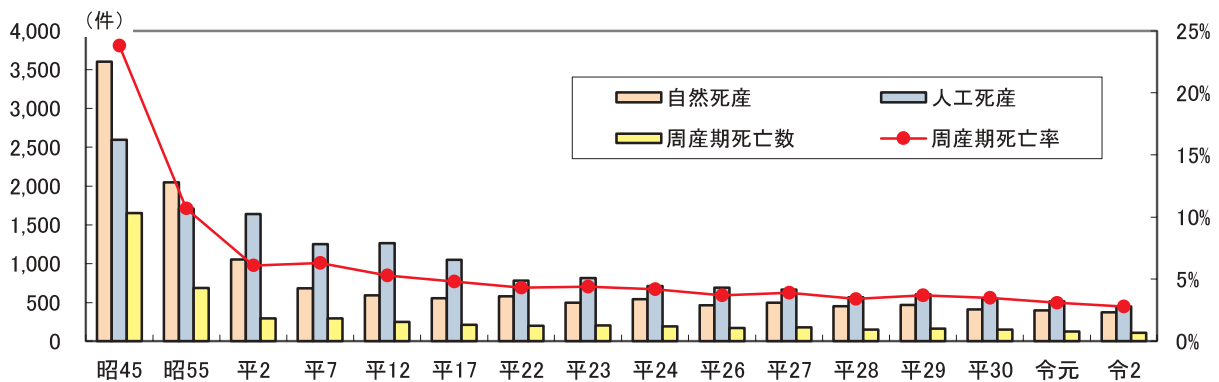


- ※ 図表上、平成19年度以前の受診率は、乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上で算出  
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
- ※ 平成22年度以降の受診率は、乳がん40～69歳、子宮頸がんは20～69歳で算出  
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数 - 2年連続の受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
- 備考：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」、厚生労働省「国民生活基礎調査」

### (2) 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移

県内の自然死産数、人工死産数、周産期死亡数及び周産期死亡率は、令和2年は前年に比べ減少し、自然死産数、人工死産数は過去最少の数値になっています。

《図表8-2 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移（福岡県）》



	昭45	平2	平12	平22	平28	平29	平30	令元	令2
自然死産	3,602	1,051	593	582	450	470	410	398	373
人工死産	2,597	1,638	1,265	784	568	603	545	513	447
周産期死亡数	1,654	292	251	200	149	163	149	123	109
周産期死亡率	23.8	6.1	5.3	4.3	3.4	3.7	3.5	3.1	2.8

- ※ 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの
- ※ 周産期死亡率：出産1,000件に対する周産期死亡件数の率
- 備考：厚生労働省「人口動態統計」（令和2年）

